

北海道教育委員会 公報

令和3年(2021年)3月31日
(水曜日)

第6259号

目次

教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則……………2
- 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則……………6
- 教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………12
- 共同訓令（北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令）**
- 北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令……………12
- 教育長訓令**
- 機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………12
- 押印を求める手続の見直し等のための関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………17
- 道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……………18

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第5号）

- 1 趣旨
北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
 - (1) 北海道教育庁の本庁及び出先機関の組織に関し、次のとおり改めることとした（第1条関係）。
 - ア 生涯学習課の名称を社会教育課に変更すること。
 - イ 教育環境支援課の名称を教職員育成課に変更すること。
 - ウ 高校総体推進課を設置すること。
 - エ 関係する局、課及び担当課長の所掌事務を整理すること。
 - オ その他所要の規定の整備を行うこと。
 - (2) 北海道教育庁の所管機関の組織に関し、部又は職員の所掌事務を整理することとした（第2条・第3条関係）。
- 3 施行期日等
 - (1) この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行することとした。
 - (2) 職員の勤務の発令について経過措置を設けることとした（附則第2項関係）。
 - (3) その他関係する教育委員会規則の一部改正を行うこととした（附則第3項・第4項関係）。

◆押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第6号）

- 1 趣旨
押印を求める手続の見直し等に伴い、関係教育委員会規則の整理を行うためその他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
次の教育委員会規則で定める押印を求める手続及び書面の提出を求める手続について、これらの規制を廃止することとした。
 - (1) 博物館の登録に関する規則
 - (2) 北海道学校職員等の宿日直手当の支給に関する教育委員会規則
 - (3) 義務教育諸学校学級編制基準規則
 - (4) 北海道教育委員会庁舎管理規則
 - (5) 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則
 - (6) 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則
 - (7) 社会教育主事資格認定規則
 - (8) 北海道文化財保護条例施行規則
 - (9) 学校教育法施行細則
 - (10) 公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
 - (11) 天然記念物北海道犬保存規則

- (12) 北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
(13) 道立学校条例施行規則
(14) 北海道立北方民族博物館利用規則
(15) 北海道教育委員会傍聴規則
(16) 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則
(17) 北海道立美術館利用規則
(18) 北海道立文学館利用規則
(19) 北海道立釧路芸術館利用規則
(20) 北海道立埋蔵文化財センター利用規則
(21) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則
(22) 北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◆教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第7号)
- 1 趣旨
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の増加等がある場合において、教育職員が給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定める場合の業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を定めることとした(第2条関係)。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

北海道教育委員会規則第5号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則

(北海道教育庁組織規則の一部改正)

第1条 北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第28条」に、「第28条・第29条」を「第29条・第30条」に、「第30条―第33条」を「第31条―第34条」に、「第38条」を「第39条」に、「第37条」を「第38条」に、「第34条―第36条」を「第35条―第37条」に改める。

第7条第7号中「研修」の次に「・育成」を加え、同条第8号中「関すること」の次に「(他局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第8条中「学校におけるICT教育の推進に関する事務(他局の所掌に属するものを除く。)」を「次の事務」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 学校教育の情報化の推進に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)
(2) 学校におけるICT教育の推進に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

第13条第1項第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第1号中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

第17条の見出し及び同条中「生涯学習課」を「社会教育課」に改め、同条第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。

第21条第2項を削り、同条第1項中「6課」を「7課」に改め、同項第4号中「教育環境支援課」を「教職員育成課」に改め、同項第6号を第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 高校総体推進課

第22条第1項第19号を第20号とし、同項第18号の次に次の1号を加える。

(9) 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。

第22条第2項に次の1号を加える。

(11) 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。

第23条第1項第9号を削り、同項第10号を第9号とし、同条第2項を削る。

第25条見出し及び同条第1項中「教育環境支援課」を「教職員育成課」に改め、同項第5号及び同条第2項を削り、同条第1項第1号を次のように改める。

(1) 道立学校職員及び県費負担教職員の育成に関すること。

第26条第1項第6号を削り、同項第7号を第6号とし、同条第2項を削る。

第38条第1項第1号の表中

生涯学習推進局 生涯学習課	社会教育 主幹	青少年体験活動支援施設に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員	を
------------------	------------	---	------	---

生涯学習推進局 社会教育課	社会教育 主幹	青少年体験活動支援施設に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員	に、
------------------	------------	---	------	----

教職員局福利課	指導主任 保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に従事するとともに、主任保健師等の指導等に関する事務に従事する。	技術職員	を
	主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に当たる。		
	指導主任 看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事するとともに、主任看護師等の指導等に関する事務に従事する。		
	主任看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に当たる。		

教職員局福利課	指導主任 保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に従事するとともに、主任保健師等の指導等に関する事務に従事する。	技術職員	に、
	主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に当たる。		

教職員局福利課	保健師	上司の命を受け、保健師の業務に当たる。	技術職員	を
	看護師	上司の命を受け、看護師の業務に当たる。		

教職員局福利課	保健師	上司の命を受け、保健師の業務に当たる。	技術職員	に、
---------	-----	---------------------	------	----

第38条第1項第2号の表中

	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員
--	----	-------------------	------

道立学校運営支援室	主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	を
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

道立学校運営支援室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員	に、
	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。		
	主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。		
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。		
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。		
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。		
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。		

同項第3号の表中

室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員	を
実習船管理室	指導班主査	上司の命を受け、指導班の事務をつかさどる。	指導主事	

室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員	に
道立学校運営支援室	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員	
実習船管理室	指導班主査	上司の命を受け、指導班の事務をつかさどる。	指導主事	

改め、同条を第39条とする。

第37条第2項中「指導班を」の次に「、空知、石狩、後志、胆振、渡島、上川、留萌、オホーツク及び十勝の教育局の道立学校運営支援室に係」を加え、同条を第38条とする。

第36条を第37条とする。

第35条第1項第2号中「生涯学習課」を「社会教育課」に改め、同条を第36条とする。

第34条中「第28条及び第30条」を「第29条及び第31条」に改め、同条を第35条とする。

第33条を第34条とする。

第32条第2項第1号中「事務局の職員、所管機関」を「所管機関(道立学校に限る。)」に改め、同項第2号中「委員、教育長、事務局の職員、所管機関」を「所管機関(道立学校に限る。)」に改め、同条を第33条とする。

第31条第1項第1号及び第2号中「及び研修」を削り、同条第2項第3号を削り、同項第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項に次の1号を加える。

(3) 教育の振興に功績のある者の顕彰に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

第31条を第32条とし、第30条を第31条とする。

第29条第1項第1号を次のとおり改める。

(1) 学校教育の情報化の推進に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

第29条第1項第2号中「検討及び」を削り、同号を第3号とし、同条第2項第1号及び第2号中「検討及び」を削り、第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育情報通信ネットワーク及び校務支援システムの管理・運用に関する事。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1号を加える。

(高校総体推進課の事務)

第27条 高校総体推進課においては、全国高等学校総合体育大会に関する事務をつかさどる。(北海道立教育研究所管理規則の一部改正)

第2条 北海道立教育研究所管理規則(昭和44年北海道教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「企画・研修部」を「研修部」に改め、同条第3号中「研究・相談部」を「研究部」に改める。

第5条第2項第8号中「並びに附属情報処理教育センター及び附属理科教育センター」を「及び附属施設」に改め、同条第3項に次の2号を加える。

(3) 教育に関する研究機関及び研修機関並びに大学との連携に関する事務を処理すること(他部の所掌に属するものを除く。)

(4) 教育史の連絡調整に関する事。

第6条の見出し及び同条中「企画・研修部」を「研修部」に改め、同条第1号中「研究及び研修の企画調整及び評価改善」を「教育関係職員の研修全般の総合調整」に改め、同条第2号中「教育」の次に「関係職員の研修」を加え、同条第3号から第5号までを削り、同条に次の3号を加える。

(3) 教育関係職員の研修の実施に関する事。

(4) 教育相談業務に関する事。

(5) その他教育の振興を図るために必要な業務に関する事(附属施設の所掌に属するものを除く。)

第7条の見出し及び同条中「研究・相談部」を「研究部」に改め、同条第4号を第7号とし、同条第3号中「教育史」の次に「の企画立案」を加え、同号を6号とし、同条第2号を第5号とし、同条第1号中「その成果の発信」を「保存」に改め、同号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 研究所が実施する教育研究全般の総合調整及びその成果の普及・発信に関する事。

(2) 教育研究に関する研究機関及び研修機関並びに大学との連携に関する事。

(3) 教育研究の企画・推進に関する事。

第8条第1項第1号中「次に掲げる事項に係る」を「情報教育に関する」に改め、同項第1号ア及びイを削り、同項第4号中「又は教育情報通信ネットワークの管理運営」を「を図るため」に改める。

(北海道立美術館管理規則の一部改正)

第3条 北海道立美術館管理規則(平成4年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表中

総務企画課	主査	上司の命を受け、課の事務のうち担任の事務をつかさどる。	事務職員	を
-------	----	-----------------------------	------	---

総務企画課 事業課	主査	上司の命を受け、課の事務のうち担任の事務をつかさどる。	事務職員	に、
--------------	----	-----------------------------	------	----

総務企画課	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	事務職員	を
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。		
総務企画課 事業課	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	事務職員	に、
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。		
総務企画課	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員	を
総務企画課 事業課	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員	に

改める。

第9条中「総務企画課」の次に「及び事業課」を加える。

附 則

(施行期日)

- この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。
(職員の経過措置)
- この教育委員会規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び所管機関の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって当該右欄に掲げる本庁及び所管機関の相当の職員となるものとする。

生涯学習推進局生涯学習課	生涯学習推進局社会教育課
学校教育局教育環境支援課	学校教育局教職員育成課
教育研究所企画・研修部	教育研究所研修部
教育研究所研究・相談部	教育研究所研究部

(北海道生涯学習審議会規則の一部改正)

- 北海道生涯学習審議会規則(平成3年北海道教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

(北海道教育委員会公印規則の一部改正)

- 北海道教育委員会公印規則(昭和61年北海道教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表北海道教育庁本庁に置かれる局の局長の印の項中「第35条」を「第36条」に改める。

押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

北海道教育委員会規則第6号

押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年北海道教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(申請書等の提出方法)

第8条 前各条の規定にかかわらず、教育委員会に対し行う手続のために必要な書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「**印**」を削る。

(北海道学校職員等の宿日直手当の支給に関する教育委員会規則の一部改正)

第2条 北海道学校職員等の宿日直手当の支給に関する教育委員会規則(昭和28年北海道教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

勤務 命令 の印	命令月日	勤 務 命 令					勤務 確認 の印	を
		勤務月日	曜日	宿日直の別	職	氏 名		

勤務 命令	命令月日	勤務の内容			勤務する職員			勤務 確認	に
		勤務月日	曜日	宿日直の別	職	氏 名			

改める。

(義務教育諸学校学級編制基準規則の一部改正)

第3条 義務教育諸学校学級編制基準規則(昭和41年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(申請書等の提出方法)

第7条 前各条の規定にかかわらず、教育委員会に対し行う手続のために必要な書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別表(第2条関係)中	を	に改める。
単式学級(第1学年の児童で編制する学級)		単式学級(第1学年、第2学年の児童で編制する学級)

第1号様式の1中「**印**」を削り、同様式末尾欄外注の3の事項中「・狭隘学級」を、「狭隘、少人数学級、学級編制の弾力化」に改める。

第2号様式の1中「**印**」を削る。

第3号様式中「**印**」を削る。

第4号様式の1中「**印**」を削り、同様式末尾欄外注の4の事項中「教室の不足または狭隘等」を「圧縮、狭隘、少人数学級、学級編制の弾力化」に改める。

第4号様式の2中「**印**」を削る。

(北海道教育委員会庁舎管理規則の一部改正)

第4条 北海道教育委員会庁舎管理規則(昭和42年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第 1 号様式中「㊟」を削る。

(北海道立青少年体験活動支援施設利用規則の一部改正)

第 5 条 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則(昭和48年北海道教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の承認申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記様式中「代表者 印」を「代表者 _____」に改める。

(公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の一部改正)

第 6 条 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則(昭和50年北海道教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「 _____ 高等学校長 印」を「 _____ 高等学校長 _____」に改める。

別記第 2 号様式中「印」を削る。

別記第 5 号様式の 2、別記第 8 号様式から別記第 13 号様式まで及び別記第 15 号様式中「 _____ 高等学校長 印」を「 _____ 高等学校長 _____」に改める。

(社会教育主事資格認定規則の一部改正)

第 7 条 社会教育主事資格認定規則(昭和52年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の認定申請書並びに同項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第 3 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、同項の届出書及び亡失等の事実を証する書類は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第 3 号様式中

「作成責任者
職・氏名 ㊟」を「作成責任者
職・氏名 _____」に改める。

(北海道文化財保護条例施行規則の一部改正)

第 8 条 北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 補則(第76条)」を「第 6 章 補則(第75条の 2 - 第76条)」に改める。

第 75 条の次に次の 1 項を加える。

(申請書等の提出方法)

第 75 条の 2 前各条の規定にかかわらず、教育委員会に対し行う手続のために必要な書類は、次の各号に掲げるものを除き、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

- (1) 第 13 条第 2 項に規定する所有権の移転を証する書類及び旧所有者に対し交付された指定書
- (2) 第 14 条第 2 項に規定する指定書
- (3) 第 17 条第 2 項に規定する指定書
- (4) 第 71 条第 2 項に規定する登記事項証明書

(学校教育法施行細則の一部改正)

第 9 条 学校教育法施行細則(昭和53年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 4 号様式から別記第 22 号様式までの規定中「印」を削る。

別記第 23 号様式及び別記第 23 号様式の 2 中

「北海道 学校長 ○ ○ ○ ○ 印」を「北海道 学校長 ○ ○ ○ ○」に改める。

別記第23号様式の3中「市町村教育委員会 印」を「市町村教育委員会」に改める。

別記第24号様式中「印」を削る。

別記第25号様式中「印」を削る。

別記第25号様式の2中「印」を削る。

別記第33号様式及び別記第38号様式中「印」を削る。

別記第42号様式、別記第46号様式から別記第53号様式まで、別記第55号様式、別記第56号様式及び別記第59号様式から別記第64号様式までの規定中「印」を削る。

(公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第10条 公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和54年北海道教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則(第34条)」を「第5章 補則(第33条の2-第34条)」に改める。

第33条の次に次の1条を加える。

(申請書等の提出方法)

第33条の2 前各条の規定にかかわらず、教育委員会に対し行う手続のために必要な書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(天然記念物北海道犬保存規則の一部改正)

第11条 天然記念物北海道犬保存規則(昭和61年北海道教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の認定願は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に改める。

(北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和62年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式その1中「氏 _____ 名 _____ 印」を「氏 _____ 名 _____」に改め、「委任者の氏名 _____ 印」を「委任者の氏名 _____」に改め、「氏名(代表者名) _____ 印」を「氏名(代表者名) _____」に改め、「印」を削る。

別記第3号様式その2中「氏 _____ 名 _____ 印」を「氏 _____ 名 _____」に改め、「印」及び「印」を削る。

別記第3号様式その3からその10まで、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式中「氏 _____ 名 _____ 印」を「氏 _____ 名 _____」に改める。

別記第8号様式、別記第9号様式その1及び別記第9号様式その2中「氏 _____ 名 _____ 印」を「氏 _____ 名 _____」に改め、「印」を削る。

別記第10号様式中「氏 _____ 名 _____ 印」を「氏 _____ 名 _____」に改める。

附則別記様式その1、附則別記様式その2及び附則別記様式その3中「氏 _____ 名 _____ 印」を「氏 _____ 名 _____」に改める。

(道立学校条例施行規則の一部改正)

第13条 道立学校条例施行規則(平成元年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中

(北海道収入証紙ちょう付欄) ・はり付けた証紙と申請書用紙とにかけて申請者の印鑑で消印してください。 ・この欄にはり付けしきれないときは、裏面にはってください。	を
(北海道収入証紙貼付欄) ・この欄に貼り付けしきれないときは、裏面に貼ってください。	に

改める。

(北海道立北方民族博物館利用規則の一部改正)

第14条 北海道立北方民族博物館利用規則(平成2年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の承認申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第9条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の利用申請書は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「**印**」を削る。

(北海道教育委員会傍聴規則の一部改正)

第15条 北海道教育委員会傍聴規則(平成2年北海道教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、同項の傍聴申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則の一部改正)

第16条 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則(平成2年北海道教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「**印**」を削る。

(北海道立美術館利用規則の一部改正)

第17条 北海道立美術館利用規則(平成4年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「書面」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を加える。

第14条第4項中「書面」の次に「又は電磁的記録」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(申請書等の提出方法)

第15条の2 前各条の規定にかかわらず、教育委員会に対し行う手続のために必要な書類(第8条第3項ただし書きに規定する書面及び手帳を除く。)は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(北海道立文学館利用規則の一部改正)

第18条 北海道立文学館利用規則(平成6年北海道教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の承認申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下

同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第12条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の利用申請書は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「印」を削る。

(北海道立釧路芸術館利用規則の一部改正)

第19条 北海道立釧路芸術館利用規則(平成10年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の承認申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第12条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の利用申請書は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「印」を削る。

(北海道立埋蔵文化財センター利用規則の一部改正)

第20条 北海道立埋蔵文化財センター利用規則(平成11年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の使用申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式中「署名又は記名押印」を「氏名」に改める。

(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

第21条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則(平成17年北海道教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第5条第1項第2号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の届出は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第9条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の事業報告書は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

(北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

第22条 北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則(平成26年北海道教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の報告書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記様式中「校長名_____印」を「校長名_____」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

北海道教育委員会規則第7号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則(令和2年北海道教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「45時間」の次に「(給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定める場合にあつては、42時間)」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

共 同 訓 令

北 海 道
北海道教育委員会訓令第1号
北海道警察本部

庁 中 一 般
部 局

北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北 海 道 知 事 鈴木直道
北海道教育委員会教育長 小玉俊宏
北海道警察本部長 小島裕史

北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道生涯学習推進本部設置規程(平成2年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課」を「北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

第1条 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

--	--

第1欄		第2欄	
総務政策局	総務課	課長補佐 主幹 総務係 予算係 人事係 組織・給与制度係	4人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 主幹 法制係 訟務係 決算・会計指導係 職員公務管理係	4人とする。
	施設課	課長補佐 施設企画係 道立学校係 施設助成係 建築保全係	4人とする。 総括主査を含む。
	教育政策課	課長補佐 政策企画係 教育計画係 定数政策係 広報広聴係	4人とする。 総括主査を含む。
生涯学習推進局	社会教育課	課長補佐 企画・調整係 地学協働推進係 社会教育指導係 社会教育施設係 人材育成・開発グループ (主幹を含む。) ネイパル砂川グループ (主幹を含む。) ネイパル深川グループ (主幹を含む。) ネイパル森グループ(主幹を含む。) ネイパル北見グループ (主幹を含む。) ネイパル足寄グループ (主幹を含む。) ネイパル厚岸グループ (主幹を含む。)	7人とする。 総括主査を含む。 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在
	文化財・博物館課	課長補佐 主幹 博物館係 文化財保護係	3人とする。 2人とする。 総括主査を含む。

		文化財調査係 北方民族博物館グループ (主幹を含む。) 文学館グループ(主幹を 含む。) 釧路芸術館グループ(主 幹を含む。)	北海道立北方民族博物館 駐在 北海道立文学館駐在 北海道立釧路芸術館駐在
幼児教育推 進局	幼児教育推進セ ンター	課長補佐 幼児教育推進係	総括主査を含む。
学校教育局	高校教育課	課長補佐 主幹 高校予算係 高校教育指導係 高校入試改善係 キャリア教育指導係	3人とする。 3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 高校配置係 学校制度係	2人とする。
	(担当課長)	課長補佐 高校企画・支援係 国際交流係	2人とする。
	義務教育課	課長補佐 企画・支援係 義務教育指導係 学力向上推進係 就学支援係	4人とする。 総括主査を含む。
	特別支援教育課	課長補佐 特別支援教育企画係 特別支援学校配置係 特別支援教育指導係 特別支援教育振興係	5人とする。 総括主査を含む。
	教職員育成課	課長補佐 教職員研修係 育成企画係	2人とする。 総括主査を含む。
	健康・体育課	課長補佐 主幹 企画・調整係 健康・体育指導係 学校給食振興係 学校給食指導係	4人とする。 総括主査を含む。
	高校総体推進課	課長補佐 高校総体企画係 高校総体競技係 高校総体式典係	3人とする。 総括主査を含む。
	生徒指導・学校 安全課	課長補佐 企画・調整係	3人とする。 総括主査を含む。

		生徒指導(問題行動等)係 生徒指導(学校安全)係	
ICT教育推進局	ICT教育推進課 (担当課長) (担当課長)	課長補佐 ICT環境支援係 ICT教育指導係	2人とする。 総括主査を含む。
教職員局	教職員課	課長補佐 小中学校人事係 教員選考検査係 人事制度・免許係 道立学校人事係	3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 主幹 服務制度係 働き方改革係 部活動対策推進係	3人とする。 2人とする。
	(職員制度室)	課長補佐 職員制度係	
	教職員事務課	課長補佐 主幹 総務調整係 給与決定係 給与管理係	2人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 道立学校手当認定第一係 道立学校手当認定第二係 市町村立学校手当認定第一係 市町村立学校手当認定第二係 道立学校旅費係 市町村立学校旅費第一係 市町村立学校旅費第二係	4人とする。
福利課	課長補佐 企画福祉係 健康管理係 健康支援係	3人とする。 総括主査を含む。	

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

第1欄	第2欄	
局	義務教育指導監 主幹 主幹 主幹	地域連携担当 学校経営指導担当(石狩、上川及び十勝の教育局に限る。) 働き方改革担当(渡島及び上川の教育局に限る。)

	船長	る。)
企画総務課	総務係 教職員係	
教育支援課	教育支援係 主査 主査 主査 義務教育指導班 高等学校教育指導班 社会教育指導班	研修担当(日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。) 地学協働担当(日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。) 研修・地学協働担当(日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局に限る。)
道立学校運営支援室	室長 経理支援係 契約支援係 管理支援係 道立学校運営支援係 主査 主査 主査 主査 主査	日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局を除く。 日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局を除く。 日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局を除く。 留萌の教育局に限る。 経理担当(石狩及び釧路の教育局に限る。) 契約担当(釧路の教育局に限る。) 経理・契約担当(日高、檜山、宗谷及び根室の教育局に限る。) 管理担当(日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局に限る。) 人材育成担当(上川の教育局に限る。)
実習船管理室	室長 主査 主査 主査 乗船実習指導班	若竹丸担当 北鳳丸担当 船員担当

(北海道教育庁等専決代決規程の一部改正)

第2条 北海道教育庁等専決代決規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「グループリーダー」を「主幹」に改め、同条中「グループリーダー」を「主幹(グループリーダーを含む。)」に改める。

別表第2生涯学習推進局の項中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第3条 教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項の表を次のように改める。

区分	記号
本庁の課(教育政策課、文化財・博物館課、幼児教育推進局幼児教育推進センター、教職員育成課、健康・体育課、高校総体推進課、生徒指導・学校安全課、ICT教育推進課、教職員課及び教職員事務課を除く。)	教の文字に当該課の頭文字を付したもの

教育政策課	教政
文化財・博物館課	教文博
幼児教育推進局幼児教育推進センター	教幼セ
教職員育成課	教育成
健康・体育課	教健体
高校総体推進課	教総体
生徒指導・学校安全課	教生学
I C T教育推進課	教I C T
教職員課	教職
教職員事務課	教事
出先機関	教の文字に当該出先機関の頭文字を付したもの

附 則

(施行期日)

- この教育長訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(職員の経過措置)
- この教育長訓令の施行の日の前日において、現に次の表の第1欄に掲げる局の課に勤務を命じられている者(課長補佐及び主幹を除く。)は、別に発令がないときは、それぞれ、引き続き同一の局の課における同表の第2欄に掲げる係に勤務を命じられたものとする。

第1欄			第2欄
総務政策局	総務課	給与制度係	組織・給与制度係
I C T教育推進局	I C T教育推進課	I C T教育推進係	I C T環境支援係
教職員局	教職員課	人事企画係	人事制度・免許係
		免許係	人事制度・免許係
	教職員事務課	給与費管理・支給係	給与管理係
	(担当課長)	事務局手当認定・旅費係	総務調整係

北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
所 管 機 関

押印を求める手続の見直し等のための関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

押印を求める手続の見直し等のための関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令
(教育財産規則施行規程の一部改正)

第1条 教育財産規則施行規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する使用許可申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第37条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書は、電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式その1記の3中「書面」の次に「又は電磁的記録」を加える。

別記第11号様式中「㊟」を削る。

(教育庁職員等健康管理規程の一部改正)

第2条 教育庁職員等健康管理規程(昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式その1中 「医師の氏名 印」 を 「医師の氏名」 に改める。

別記第6号様式その2及び別記第6号様式その3中

「医師の氏名・印」 を 「医師の氏名」 に改める。

別記第6号様式その4中

「医師の氏名及び印」 を 「医師の氏名」

に改め、「㊟」を削る。

(北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部改正)

第3条 北海道教育委員会庁用自動車管理規程(昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(道立学校自動車管理規程の一部改正)

第4条 道立学校自動車管理規程(平成18年北海道教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「(氏名) ㊟」を「(氏名)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この教育長訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般
道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令
道立学校文書管理規程(平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1 函館稜北の項、女満別の項及び幕別の項を削り、伊達の項を次のように改める。

伊達開来	伊開高
------	-----

別表第3 函館五稜郭支援の項を削り、室蘭養護の項の次に次のように加える。

苫小牧支援	苫支
-------	----

附 則

この教育長訓令は、令和3年4月1日から施行する。

